

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）修正案 新旧対照表（平成 28 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第 1 章 総 論	第 1 章 総 論	
	第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	1 磐田市	1 磐田市	
	(1)～(13) (略)	(1)～(13) (略)	
2	(14) その他災害の発生の <u>防ぎよ</u> 又は拡大防止のための措置	(14) その他災害の発生の <u>防御</u> 又は拡大防止のための措置	漢字表記に修正
	2～4 (略)	2～4 (略)	
	5 指定地方行政機関	5 指定地方行政機関	
	(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
2	(4) 農林水産省関東農政局 (<u>浜松地域センター</u>)	(4) 農林水産省関東農政局 (<u>静岡支局</u>)	指定地方行政機関の名称変更に伴う修正
	(略)	(略)	
	(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)	
4	(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	
	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。	
	<u>イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u>	<u>イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u>	静岡県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に伴うもの
	<u>ウ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u>	<u>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u>	○気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）の防災業務を修正
	<u>エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u>	<u>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u>	
	<u>オ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</u>	<u>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>	
	<u>カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、静岡県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u>		
	<u>キ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u>		
	6 指定公共機関	6 指定公共機関	
	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	
5	(3) 日本赤十字社（静岡県支部）	(3) 日本赤十字社（静岡県支部）	
	ア・イ (略)	ア・イ (略)	
	ウ 被災者に対する <u>義援</u> 物資の配布	ウ 被災者に対する <u>救援</u> 物資の配布	適正な記載に修正

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）修正案 新旧対照表（平成28年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
5	<p>エ・オ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) KDDI株式会社、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>エ・オ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	指定公共機関の名称変更に伴う修正
7	<p>第4節 磐田市の自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア 面積 <u>164.08km²</u></p> <p>イ 人口 <u>170,559人</u> (平成27年12月末現在)</p> <p>ウ 世帯数 <u>64,881世帯</u> (平成27年12月末現在)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第4節 磐田市の自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア 面積 <u>163.45km²</u></p> <p>イ 人口 <u>170,419人</u> (平成28年12月末現在)</p> <p>ウ 世帯数 <u>65,750世帯</u> (平成28年12月末現在)</p> <p>2・3 (略)</p>	面積の再計算結果に基づく修正 時点修正（人口、世帯数）
8	<p>第5節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>市内の主要河川は、<u>ダム建設や治水工事等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし、災害はあくまでも予期されない事態によって起こるもので、大河川にあっても災害発生の危険性をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>市内の主要河川は、<u>河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクは高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。</u></p> <p>(略)</p>	静岡県地域防災計画（風水害対策の巻）の修正に伴うもの ○風水害に関する記述を修正
8	<p>(1) 天竜川流域（1級河川）</p> <p>天竜川は県下最大の河川で、<u>下流部の築堤は既成しているが、洪水調節機能が十分に確保されていないこと、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積不足の区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。</u>また、支川の一雲済川では、流下断面不足等のため相当の降雨量により<u>溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</u></p>	<p>(1) 天竜川流域（1級河川）</p> <p>天竜川は県下最大の河川であり、<u>地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。</u>また、支川の一雲済川では、流下断面不足等のため相当の降雨量により<u>溢水や低地の浸水のおそれがある。</u></p>	
9	<p>(2) 太田川流域（2級河川）</p> <p>太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い</p>	<p>(2) 太田川流域（2級河川）</p> <p>太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）修正案 新旧対照表（平成 28 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
10	<p>土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。<u>また、下流低平地部の各支川は勾配が緩く、水位が上昇しやすいため、南部の今ノ浦川流域では、内水氾濫による浸水被害が頻発している。</u></p> <p><u>近年</u>、下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>本市における土砂災害警戒区域は 262 箇所が指定（<u>平成 26 年度末</u>現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。<u>たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和 49 年の七夕洪水では 87 戸の家屋が全壊流出した。</u></p> <p>下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>本市における土砂災害警戒区域は 262 箇所が指定（<u>平成 27 年度末</u>現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>時点修正（指定公表時期、指定箇所の数に変更なし）</p>
	<p>第 2 章 災害予防計画</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p>	
	<p>第 2 節 河川災害予防計画</p>	<p>第 2 節 河川災害予防計画</p>	
11	<p>1 (略)</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>(略)</p>	
12	<p><u>市設置の降雨量、河川水位の測定場所は、資料 202-3<降雨量等測定場所一覧表>のとおりである。</u></p>	<p><u>市内の雨量観測所及び水位観測所は、資料 9-03<雨量観測所等一覧表>のとおりである。</u></p>	<p>磐田市水防計画書の資料との整合を図るための修正</p>
12	<p>3 (略)</p> <p>4 浸水想定区域の指定と <u>周知</u></p> <p><u>(1) 県、国土交通省</u></p> <p>県、国土交通省は、<u>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（特別警戒水位）</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川<u>において</u>、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 浸水想定区域の指定と <u>通知</u></p> <p><u>(1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最</u></p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>○県及び国土交通省は、特別警戒水位を定める河川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、浸水継続時間等を公表するよう修正する。（4 (1)関係）</p> <p>○県又は市は、雨水出水特別</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）修正案 新旧対照表（平成28年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
12	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 磐田市</u></p> <p>市は浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>市は、浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認め</p>	<p><u>大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、知事にあつては市長に通知するものとする。</u></p> <p><u>5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 市は、<u>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第3節2を参照。以下、総称して「浸水想定区域」という。）</u>の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</u></p> <p><u>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。</u></p> <p><u>ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があつた施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。</u></p> <p><u>(3) 市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工</u></p>	<p>警戒水位を定める下水道（内水氾濫を想定）について、想定し得る最大規模の降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、浸水継続時間等の公表をするよう追加する。（4(2)関係）</p> <p>○市は、これまでの洪水時と同様に、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水予報等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるよう修正する。（5関係）</p> <p>※現在のところ、本市では、雨水出水、高潮による浸水想定区域の指定はない。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）修正案 新旧対照表（平成 28 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
12	<p><u>られるもの</u>の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者施設は、<u>資料202-4</u>＜浸水想定区域内地下街等・要配慮者施設一覧表＞のとおりである。</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p><u>(追加)</u> (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>場等</u>の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者<u>利用</u>施設は、<u>資料8-02</u>＜浸水想定区域内地下街等・要配慮者<u>利用</u>施設一覧表＞のとおりである。</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p><u>1 海岸の特徴</u> (略)</p> <p><u>2 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</u></p> <p><u>(1) 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第2節5のとおりである。</u></p> <p><u>(3) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p>	<p>見出しの追加</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>○県は、高潮特別警戒水位を定める海岸について、想定し得る最大規模の高潮による浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域や浸水継続時間を公表することを追加する。（2(1)関係）</p> <p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改正に伴う修正</p> <p>○市は、高潮警報等が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するなど、高潮災害に対する警戒避難体制の強化について追加する。（2(3)関係）</p>
13	<p>第5節 道路・橋梁災害防除計画</p> <p>市内の一般国道、県道及び市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため、災害防除事業等を実施するとともに、道路パトロールを強化し、災害</p>	<p>第5節 道路・橋梁災害防除計画</p> <p>市内の一般国道、県道及び市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため、災害防除事業等を実施するとともに、道路パトロールを強化し、<u>事前</u></p>	<p>静岡県地域防災計画（風水害対策の巻）の修正に伴うもの</p> <p>○交通路確保のための応急</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編）修正案 新旧対照表（平成 28 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
14	<p>の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報</p> <p>ア 土砂災害警戒情報</p> <p>県と静岡地方気象台は共同して、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に行えるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を発表する。また、県及び気象台は、この警戒情報を補足する情報として土砂災害発生危険度を5段階に判定したメッシュ情報も発表する。</p>	<p><u>通行規制の実施など</u>災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報</p> <p>ア 土砂災害警戒情報</p> <p>県と静岡地方気象台は共同して、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に行えるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を発表する。また、県及び<u>静岡地方</u>気象台は、この警戒情報を補足する情報として土砂災害発生危険度を5段階に判定したメッシュ情報も発表する。</p>	<p>措置について修正（第5節）</p> <p>適正な記載に修正</p>
15	<p>イ (略)</p> <p>(2) 警戒体制</p> <p>市は、気象予警報、降雨量、土砂災害警戒区域等の区域内における災害の発生するおそれのある異常な現象等（急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の破損等）により、警戒体制（情報収集体制、事前配備体制又は災害対策本部体制をいう。以下同じ。）を敷くとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、<u>厳重な警戒に努める</u>ものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>(2) 警戒体制</p> <p><u>ア</u> 市は、気象予警報、降雨量、土砂災害警戒区域等の区域内における災害の発生するおそれのある異常な現象等（急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の破損等）により、警戒体制（情報収集体制、事前配備体制又は災害対策本部体制をいう。以下同じ。）を敷くとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、<u>直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</u></p> <p><u>イ</u> 市は、<u>土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設で、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。なお、</u></p>	<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>○市は、土砂災害警戒区域を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害メッシュ情報を用いて避難勧告等を絞り込んで発令できるよう追加する。</p> <p>○市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の</p>